



鞆の浦の繁栄を伝える
 鞆の浦の大正期を代表する
 吉本家住宅の保存・活用
 プロジェクト



備後國鞆町
 鞆釘合資會社
 發電號(カシ)又ハ(シ)
 振替野金口座大崎五三七五番
 長電話 一九番



1. 登録有形文化財（建造物）制度とは？

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。



2. 登録へ向けた建物の調査

この建物の特徴については、福山市鞆町伝統的建造物群保存対策調査報告書にてまとめられております。

今回、登録申請のための調査を奈良女子大学藤田盟児教授（専門：都市建築史・建築芸術学分野）と研究室の学生の方に協力をいただいております。



3. 保存のための応急修理

現在建物は老朽化しており、特に屋根の痛みが激しいです。ドローンによる空撮によって屋根の痛んでいる部分が判明し、雨漏り防止のための応急修理が必要になります。



本事業は、公益財団法人福武財団 2020年度「瀬戸内海地域振興助成」を受けて行っております。
福武財団 Web サイト <https://fukutake-foundation.jp/>